

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 523 949 571">[略]</td><td data-bbox="952 523 1081 571">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 572 949 911">35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第4項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="952 572 1081 911">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 912 949 1251">35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第4項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="952 912 1081 1251">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 1252 949 1300">[略]</td><td data-bbox="952 1252 1081 1300">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 1302 949 1437">36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置す</td><td data-bbox="952 1302 1081 1437">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第4項の保安検査証の交付	[略]	35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第4項の保安検査証の交付	[略]	[略]	[略]	36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置す	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1158 523 1960 571">[略]</td><td data-bbox="1962 523 2092 571">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 572 1960 911">35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="1962 572 2092 911">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 912 1960 1251">35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付</td><td data-bbox="1962 912 2092 1251">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 1252 1960 1300">[略]</td><td data-bbox="1962 1252 2092 1300">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 1302 1960 1437">36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置す</td><td data-bbox="1962 1302 2092 1437">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付	[略]	35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付	[略]	[略]	[略]	36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置す	[略]
[略]	[略]																				
35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第4項の保安検査証の交付	[略]																				
35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第4項の保安検査証の交付	[略]																				
[略]	[略]																				
36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置す	[略]																				
[略]	[略]																				
35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付	[略]																				
35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第79条第2項ただし書の特定施設の使用の休止の届出の受理 (3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付	[略]																				
[略]	[略]																				
36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置す	[略]																				

る高等学校に係るものに限る。)

(1)～(11) [略]

(12) 省令第11条第3項の通知

(13)・(14) [略]

[略]

る高等学校に係るものに限る。)

(1)～(11) [略]

(12) 省令第11条第4項の通知

(13)・(14) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。